

## 第8回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月9日(水) 午後3時00分
- 2 開催場所 大原文化センター 1階 大会議室
- 3 出席委員(11名)
  - 1番 藤平 正一                      3番 鈴木 茂雄                      4番 吉清 哲司
  - 5番 池田 誠                        6番 中村 好男                      7番 三枝 正直
  - 8番 高橋 奈緒美                    9番 高浦 伸芳                      10番 麻生 等
  - 11番 福山 博久                      13番 吉野 鋭致
- 4 欠席委員(2名)
  - 2番 織本 幸一                      12番 松崎 秋夫
- 5 提出議案
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 令和5年度第5次農用地利用集積計画(案)について
  - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について
  - 議案第5号 非農地判断についてその他

(開会 午後3時02分)

事務局 委員の皆様、本日はお忙しいなか、第8回いすみ市農業委員会総会へご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の議案は、5つございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、令和5年第8回いすみ市農業委員会総会を開会させていただきます。

定数の確認をさせていただきます。

本日、欠席委員は、2番、織本委員、12番、松崎委員の2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

藤平会長、お願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号4番、吉清委員、議席番号11番、福山委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますので、委員の皆様、ご審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。譲受人と譲渡人は血縁関係にありまして譲受人の所有農地に近く耕作に便利な為でもあります。塚根下の〇〇筆では牧草を耕作し、山鼻の〇〇筆では水稻を耕作いたします。

申請土地、今関字山鼻、地目、田、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。ほか〇〇筆。〇〇筆合

計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、離農の為です。譲受人理由は、新規就農の為です。譲受人は元々、父が3条申請の準備をしておりましたが、急死してしまい、父の遺志を受け継いで新規で母と共に稲を耕作いたします。

申請土地、苅谷字野中、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は、新規就農の為です。譲受人は現在、神奈川県在住ですが、令和5年6月に家と農地以外の土地を購入しており、現在引っ越し中です。申請地は家の目の前にあり、生活の一部として野菜作りを始めます。作物はトマト、レタス、大根、ジャガイモを耕作いたします。

申請土地、大野字川崎、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、相続にて取得したものの耕作出来ない為です。譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利の為です。申請地は譲受人の住居及び作業場等に接しており、過去25年程、譲渡人の依頼もあって草刈等の管理している経緯があり、申請に至りました。申請地では大豆、トウモロコシ、ゴーヤ、カボチャを耕作いたします。

申請土地、新田字一山見、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号4です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利の為です。譲受人は本年第6回の総会で、自宅の近隣の農地を所有権移転しております。今回の申請地は元は地目が墓地であったため、畑に地目変更してからの申請となりました。

申請土地、日在字古日在、地目、畑、〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号5です。

番号6、譲渡人理由は、空中部で太陽光発電が行われる為、譲受人理由は、区分地上権を設定し、空中部で太陽光発電を行う為です。

申請土地、山田字七軒町、地目、田、〇〇㎡。

権利内容は、区分地上権設定で、期間は7年です。図面番号6です。

なお、発電施設の詳細については、この後の議案第2号にて別途説明いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、2番、織本委員欠席のため、私の方から説明させていただきます。

議長 織本委員から、別に異常はなく、問題ないと連絡を受けております。

議長 番号3について、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。

番号3についてですけれども、この場所は、新規就農者が図面の農地の上の家を購入されており、この農地で新規就農で畑をされる形になっています。現地確認したところ、問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、番号4及び番号5について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします

吉清委員 はい。4番、吉清です。

4番の方は、事務局の説明のとおりで、カボチャとかゴーヤとかを作りたいとのことでありました。場所はちょっと凹んでいるのですけれども、排水を良くしてやるようなことを言っておりましたので、何ら問題ないと思います。

5番、見て頂くと〇〇㎡ということで、ちょっと小さいのですけれども、元々、墓地があつて、それを周りの畑と一緒にして耕作するというものであります。周りの状況から見て、何ら問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号6について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

これは、3年ごとに更新するもので、区分地上権設定で太陽光発電を行う下で耕作するもので、〇〇さん、何回も更新していますので、特に問題

ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

番号1、本件土地は大野杉ノ谷の田、〇〇〇〇㎡で荒木根集会所の北東に位置します。図面番号7です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。

譲受人は大多喜町で土砂の採取及び販売等を営んでおります。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。湿地状態で耕作のしづらい田を、嵩上げして畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、最大1.25m、平均0.97mほど埋立てを行います。北側隣接の市道及び山林については法面を埋める計画、南側隣接地の山林、畑及び宅地については法面を設け、安定勾配に仕上げます。

また、造成の為の土砂は、東京都渋谷区の配水小管布設替工事から搬入する発生土、1,519㎡を使用します。

権利の内容は、許可日から令和6年2月29日までの使用貸借権の設定です。

全体の所要資金は、〇〇万円で自己資金により、賄う計画となっております。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について、令和5年7月24日付け

で市環境保全課に許可申請済、道路法について、市建設課に申請を予定しております。

排水については、南側に素掘側溝を設け放流します。

農地復元後は、柿を作付けします。

権利の内容は、使用貸借権、期間借地設定です。

番号2、本件土地は山田七軒町の田、〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡で、議案第1号、番号6と同一の土地です。図面番号6です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められる為、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、営農型太陽光発電設備です。

平成26年より設置、稼働済の営農型太陽光発電設備について、3年間ごとの一時転用の更新をするものです。パネルの下部でブルーベリーを耕作します。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は賃貸借権設定、期間借地です。

所要資金は〇〇万円で、自己資金にて賄う計画となっています。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成26年2月25日付けで事業認定を受けております。

番号3、本件土地は岬町押日上原の畑、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡で、中滝八幡神社の北東に位置します。図面番号8です。

申請地は10ha以上の広がり内にある農地であることから、第1種農地であると考えられ、原則として許可できませんが、転用目的が社会福祉法第2条4の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく短期入居施設のため、例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は、市内で障害福祉サービス事業等を行う法人であり、障害者短期入所施設の建設を計画しました。建築面積は〇〇〇〇㎡です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面道路側溝へ放流します。

権利の内容は、賃貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で、借入金にて賄う計画となっています。

他法令の関係は、道路法について、市建設課に申請予定です。また、障害者支援施設設置許可については、施設の建設完了後に県から出る予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。8番、高橋です。

この土地は大変、水の抜けにくい場所で、ちょっと低くなっていますので、ここを埋め立てて、今後、柿、イノシシの被害が多いので渋柿をやって、あんぽ柿とかをやりたいと聞いております。隣に民家がありまして、そちらからの排水を確保するために一部、埋め立てをせずに残して埋め立てをするとのことでしたので、後々のトラブルも無いかと思います。適当だと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 続きまして、番号2について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

先程3条で申請のあった底地の部分で、太陽光パネルを支える支柱の部分の面積ということになります。何回も更新していますので、特に問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議長 続きまして、番号3について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

障害者施設ということで、出来上がったあと、近隣とトラブルにならないように、その辺、十分に気を付けるようにしてもらいたいと話しをしました。近隣に迷惑をかけるような入所、預かりはしないとのことでしたので、問題はないかと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。  
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和5年度、第5次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和5年度第5次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年7月18日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は6ページに記載させて頂いております。

賃借権5件、貸付者5名、借受者5名、田、19,489㎡、畑、639㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。



事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は28ページに記載させて頂いております。

新規設定、賃借権4件、使用貸借権1件、貸付者5名、借受者5名、畑、8,700㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、非農地判断についてご説明申し上げます。

番号1、申請土地、深谷字童子谷、地目、田、○○○○㎡外○○筆、○○筆計○○○○㎡です。図面番号9番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

8月7日に、藤平会長、織本委員、實方推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料、右肩1番の①から③の写真のとおり原野化、山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野及び山林に変更いたします。

番号2、申請土地、若山字宿通、地目、畑、〇〇〇〇㎡です。図面番号10番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

8月7日に、藤平会長、吉清委員、藍野推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料、右肩2番のAからDの写真のとおり原野化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野に変更いたします。

番号3、申請土地、岬町桑田字鶯原、地目、田、〇〇㎡外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇㎡です。図面番号11番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

8月7日に、藤平会長、中村委員、安藤推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料、右肩3番の①から④の写真のとおり山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

番号4、申請土地、岬町榎沢字不動台、地目、畑、〇〇〇〇㎡です。図面番号12番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

8月7日に、藤平会長、中村委員、安藤推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料、右肩4番の①から④の写真のとおり山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1については、2番、織本委員の補足説明でございますが、欠席のため、私の方から説明させていただきます。

議長 長 織本委員から、別に異常はなく、問題ないと連絡を受けております。

議長 長 番号2について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

図面番号10番を見て頂きたいと思います。中程に若山〇〇〇〇と書いた右側に網掛けがありますけれども、この土地でございます。その右側が宅地として家が建っております。左側の白い空地も宅地となっておりますので、20年以上荒らしてなければ原状復帰も考えるのでありますが、もう宅地に挟まれており、2番のAの写真を見て頂ければ分かりますけれども、もう木がこのような状況で、宅地に挟まれた所で、これを農地というのも苦しいので、良いのではないかと判断しました。以上でございます。

議長 長 続きまして、番号3及び番号4について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 はい。6番、中村です。

まず3番の方ですけれども、写真の①、杉が出ている部分、ここが対象の土地になります。すぐそばが田んぼですけれども、ほとんど山林化していますので、問題ないと思います。

4番の方ですけれども、この土地は2000年の頃からこのような状態ということで、中に入りますとほとんど竹藪と若干の雑木です。耕作された様子もないことから問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

議長 どうぞ。

事務局 地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。  
今回は7月31日までに回答済の14件につきまして、議案書30ページから34ページに記載のとおり報告させていただきます。以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして、令和5年第8回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 藤平会長、議事進行ありがとうございました。

ここで、事務局よりご報告がございます。

次回、9月の総会ですが、9月7日、木曜日、午後3時から大原文化センター1階大会議室、こちらの会議室で開催を予定しております。

なお、申請受付については、8月21日、月曜日から、25日、金曜日までの5日間となります。現地確認につきましては、8月28日、月曜日、及び29日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願い申し上げます。

次に記録活動簿ですが、本日7月分をお持ちの方は事務局へ提出をお願い申し上げます。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。お疲れさまでした。

(閉会 午後3時37分)



議事録署名人

議長

4 番委員

1 1 番委員